

## 東海市公告第73号

東海農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第13条第4項において準用する法第12条第1項の規定により公告し、併せて法第13条第4項において準用する法第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を法第13条第4項において準用する法第12条第1項の規定により公告する。

なお、当該変更後の東海農業振興地域整備計画書は、法第13条第4項において読み替えて準用する法第12条第2項の規定により、次のように一般の縦覧に供する。

令和6年4月19日

東海市長 花田勝重

- 1 意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果 別紙のとおり
- 2 変更後の東海農業振興地域整備計画書の縦覧場所  
東海市中央町一丁目1番地  
東海市役所環境経済部農務課（庁舎5階）

別紙

農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の要旨とその処理結果

令和6年2月14日に公告した農業振興地域整備計画の変更案に対して提出された意見書の要旨及びその処理結果は、下記のとおりである。

なお、縦覧期間外に提出された意見、東海市の住民でない者（法人を含む。）から提出された意見及びその内容が農業振興地域整備計画変更案の内容に係るものと認められない意見については、法第13条第4項において準用する法第11条第2項の規定により効力を有しないため、省略した。

記

意見の要旨	左記の処理結果
	意見はありませんでした。